

千葉県人事委員会行政文書管理規則の一部改正について(概要)

1 改正理由

令和3年度に「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度は、全国的な共通ルールとして保護法に一元化されたこととなり、令和5年4月1日に施行される。

これを受け、本県の個人情報保護制度を定めていた「千葉県個人情報保護条例」(以下「保護条例」という。)は不要となるため廃止されるとともに、千葉県情報公開条例で定める行政文書の定義が保護法と同様の定義となるよう改正されたことから、規定の整備を行ったもの。

2 改正内容

本県の個人情報保護制度が保護法に一元化されたことに伴い、以下のとおり改正した。

- (1) これまで保護条例では「行政文書」から除外していた「文書又は図面の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの」を、行政文書に含めることとなったため、規定の整備を行った。(第2条第2号)
- (2) 文書管理責任者が保存する簿冊等の対象について規定の整備を行った。(第11条第4項第2号)

3 新旧対照表

別添のとおり

4 意見公募手続について

千葉県行政手続条例第38条第4項第8号の規定に該当するため、意見公募手続はしなかった。

5 施行期日

令和5年4月1日

(参考)

千葉県個人情報保護条例（抜粋）

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 行政文書 実施機関（議会にあっては、議会事務局。以下この号において同じ。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ロ 県の文書館、博物館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

ハ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、規則で定めるもの

六～九 (略)

千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則（抜粋）

(行政文書から除く電磁的記録)

第三条 条例第二条第二項第三号に規定する規則で定める電磁的記録は、次の各号に掲げる電磁的記録とする。

一 会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録

二 データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録